

地域密着型サービスの施設整備について

1. 施設・居住系サービスの基盤整備について

厚生労働省において、「介護保険制度の基本的な考え方として在宅サービスと施設等サービスとのバランスの取れた整備を進める」という方針により、地域の実情に応じた高齢者のニーズをきめ細かく把握しながら、必要とされる施設を整備する。

2. 第9期下野市高齢者保健福祉計画策定委員会による施設整備の考え

第9期高齢者保健福祉計画（内介護保険事業計画）における施設・居住系サービスの基盤整備について、10月20日（金）に委員会が開催され、施設整備の議事では、現在下野市の特別養護老人ホームの待機者数は32名であるため、特別養護老人ホームを整備しないことになりました。

その代わりに、2つの施設・居住系サービス（下記4参照）の整備について検討・可決された。

3. 下野市の過去の整備状況

期間	年度	種別	結果
第7期	平成30年度	募集していない	－
	令和元年度	グループホーム（2施設）、 小規模多機能型居宅介護（1施設）	応募者なし
	令和2年度	募集していない	－
第8期	令和3年度	小規模多機能型居宅介護（1施設）	応募者なし
	令和4年度	小規模多機能型居宅介護（1施設）	応募者なし
	令和5年度	募集していない	－

いずれも地域密着型サービスの施設整備を計画したが、募集をかけても応募する事業者がないため、施設整備計画は未達成となった。

応募がない要因は複数考えられる。

- ・新型コロナ等の社会情勢による資材高騰等の影響により募集時期の不一致
- ・介護人材不足
- ・利益の出る（報酬単価の良い）看護小規模多機能型居宅介護であれば運営が可能

4. 第9期の整備計画案

期間	年度	種別
第9期	令和6年度	定期巡回随時対応型訪問介護看護（1施設）
	令和7年度	看護小規模多機能型居宅介護（1施設）
	令和8年度	－

整備する理由

- ・国の方針による在宅サービスの充実
- ・事業希望者の積極的な運営意欲

5. 施設整備について

市（または生活圏域）ごとに必要整備量を計画に定め、これを超える場合には市町村は指定を拒否できる（介護保険法第78条の2第6項第4号）。

→計画に策定されていなければ、施設整備をすることができない。

【対象施設】：グループホーム、特定施設、特養の3施設のみ

6. 公募制について

介護保険事業計画に基づくサービスの見込量の確保及び、質の向上の観点から、市長の判断により、期間を定めて公募による事業者の指定を行うことができる（法第78条の13）。

- (1) 対象施設：（看護）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の3施設
- (2) 対象期間：市長が決定
- (3) 対象の区域・事業所：市で定める区域において、所在する事業所が対象
- (4) 申請による指定との関係：指定期間中は、対象区域の対象サービスの申請による指定は行わない
→上記（3）、（4）により対象区域以外であれば、公募によらず、申請による指定が可能。
但し指定の際、サービス費が計画値を上回らないこと。
- (5) 有効期間：6年を超えない範囲で決定
- (6) 選考方法（施行規則第131条の19）
 - ①選考基準を設けて公表、基準により選考・決定
 - ②周知方法は、公示による他、広報紙、インターネットなどによる
 - ③応募の受付期間を十分に確保
 - ④決定しなかった場合、一定期間内に再公募を行う

※土地所有者が施設を整備し、応募事業者が施設を賃貸する場合（オーナー整備型）、指定は応募事業者となる。